

基本協定書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
1	SPCの設立	3	第4	1	(4)			この条項は大会社かつ公開会社における選択肢であり、当該SPCの規模においては取締役会、監査役、会計監査人の設置で、過度な負担を回避しつつ初期の目的が達成できるのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
2	SPCの株主	4	第5	2	(1)			保有する本議決権株式の全部を譲渡する場合は、書面による須崎市の事前の承認は必要ないということでしょうか。	保有する本議決権株式の全部を譲渡することは市の承諾の有無にかかわらず認めないという趣旨です。この趣旨を明らかにするため、本号を修正することとします。
3	SPCの株主	4	第5	2	(3)			前段の第三者割当増資の場合は、既存株主による特別決議を行う、という認識でよろしいでしょうか。後段の既存株主への割当増資の場合は「議決権を自由に行使」とありますが、これは代表企業の議決権保有割合が最大とならなくても構わない、という認識でよろしいでしょうか。	第一文については、ご理解のとおりです。第二文については、本号のなお書きはSPCが本議決権株式を発行する場合に適用があります。
4	本議決権株主とあらかじめ認められた者への譲渡	4	第5	2	(1)			「他の本議決権株主……との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者」については、市の承諾は不要であり、ただ本条項(5)に基づいて須崎市に契約の写しを提出すればよいという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	本議決権株式の全部の譲渡	4	第5	2	(1)			保有する本議決権株式の全部を譲渡する場合は須崎市の事前承諾から除外されていますが、この場合は須崎市の承諾は得ずに処分してよいと理解して宜しいでしょうか？	2の質問回答のとおりです。
6	関係行政機関	5	第5	3				「関係行政機関」は、どの機関を想定されているかご教示ください。	国土交通省、高知県等の担当機関などを想定しています。
7	運営権の設定	5	第6	1				須崎市は、「運営権設定に係る議会の議決を得よう努める」とありますが、得られなかった場合の候補者又はSPCの費用等は市が負担する、という認識でよろしいでしょうか。	市が議会の議決を得よう努めたが、議会の議決が得られない場合の取り扱い、候補者の責めに帰すべき事由がないときは、第8条第3項の適用となります。

基本協定書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
8	運営権の設定	5	第6	3					「第1項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等」について、須崎市における人件費も含まれるという理解か、ご教示ください。含まれる場合、議会の議決を得るために要した書類作成、打合せその他の人件費が含まれるでしょうか？また、「その他運営権の登録に必要な費用等」について、具体的に想定されるものをご教示ください。	市の人件費は含まれません。具体的に想定される費用とは、申請書の作成費などが考えられます。
9	実施契約の締結	6	第7	5					「自己の費用と責任において」必要な準備行為をなすことができる、とありますが、創業もしくは開業前後の費用について創業費もしくは開業費としてSPCに引きつけていても構わないという理解でよろしいでしょうか。	費用の会計上の取り扱いについては、民間事業者側の責任で取り扱って下さい。
10	第7条第6項の位置づけについて	6	第7	6					第7条第6項に記載の事由につきましては、本事業(須崎市公共下水道施設等運営事業)において事由が生じた場合と理解してよろしいでしょうか。	第1号から第5号については、ご理解のとおりです。なお、第4号の「この契約に関し」は「本事業に関し」に修正します。
11	実施契約の締結	6	第7	6					「構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき」とありますが、これは「本事業に関して」生じた場合に限られるとの理解で宜しいでしょうか？それとも、たとえば構成員に本件とは全く異なる件で独禁法違反により課徴金納付命令が確定した場合でも、「構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき」に該当するでしょうか？	10の質問回答のとおりです。
12	実施契約の仮契約又は本契約を締結しない事由	6	第7	6					【第7条6】実施契約の仮契約又は本契約を締結しない事由の発生時期は、「参加表明書の提出～実施契約の本契約締結」の期間と解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

基本協定書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
13	実施契約の不成立	7	第8	2					貴市の責に帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合、候補者が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、貴市と候補者との協議によって決することとされています。しかし、第1項において、候補者の責に帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合は、貴市において支出した費用及び貴市の損害は候補者において負担することとされていることとのバランスから、貴市の責に帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合、候補者が支出した費用及び候補者が被った損害は、貴市においてご負担頂きたいと考えております。ご検討をお願いいたします。	現案のとおりとします。
14	実施契約の不成立	7	第8	2					須崎市の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合は、候補者が支出した合理的な費用は市の負担となると理解して宜しいでしょうか？	ご質問に記載の理解を前提に協議を行うとお考え下さい。
15	賠償の予定	7	第9	1					[提案金額]とは資料1-2様式21-14で示す評価価格という理解でよろしいでしょうか。	提案書類に記載された、事業者が要求するサービス対価の全額をいいます。
16	賠償の予定	7	第9	1					「賠償の予定」は債務不履行があった場合の損害賠償額であるが、何に対する賠償と認識すればよいのでしょうか。	債務不履行またはこれに準ずるものに対する賠償と考えています。
17	賠償の予定	7	第9	1					「第7条第6項各号のいずれかに該当するとき」とありますが、これは「本事業に関して」生じた場合に限られるとの理解で宜しいでしょうか？	10の質問回答のとおりです。
18	賠償の予定	8	第9	2					「この契約における委託料」とは、サービス対価ということでしょうか。	本項については、「その超過した損害」を市が定める納付期限までに支払い、納付期限までの支払がない場合は納付期限の翌日から起算して年5%の割合で計算した遅延損害金を支払う内容に変更します。

基本協定書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カ	(カナ)	英字		
19	賠償の予定	7	第9	1~3					本事業とは関連しない事由で第7条第6項各号のいずれかに該当する場合にも、提案金額の10%という多額の賠償責任を負うことになると、構成員のリスクが過大となるものと思料いたします。 第1項及び第2項に基づく損害賠償義務の発生を、「構成員が、本事業の入札手続に関して、第7条第6項のいずれかに該当するとき」に限定して頂きたく、ご検討をお願いいたします。	第一文については、ご意見として承ります。 第二文については、10の質問回答のとおりです。
20	違約罰としての違約金	8	第10	1					「候補者は候補者のいずれかが…」とありますが、「候補者は構成員のいずれかが…」という意味ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項は修正します。
21	違約金	8	第10	1					「第7条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合」とありますが、これは「本事業に関して」生じた場合に限られるとの理解で宜しいでしょうか？	10の質問回答のとおりです。
22	違約罰としての違約金	8	第10	1~4					本事業とは関連しない事由で第7条第6項各号のいずれかに該当する場合にも、提案金額の10%という多額の違約金の支払義務を負うことになると、候補者のリスクが過大となるものと思料いたします。 第1項及び第2項に基づく違約金の支払義務の発生を、「候補者のいずれかが、本事業の入札手続に関して、第7条第6項のいずれかに該当するとき」に限定して頂きたく、ご検討をお願いいたします。	第一文については、ご意見として承ります。第二文については、10の質問回答のとおりです。
23	秘密保持	10	第12	1					「本事業の公表その他須崎市が必要と認めるもの」として構成員の承諾なく市の裁量で公表、漏洩、目的外使用等が可能であるとすると、本条の秘密保持の意味がなくなってしまいます。どのようなケースを想定されているかご教示いただくとともに、合理的な制限を加えていただけますでしょうか？	本事業実施の理解を得るために議会および住民に対して説明する場合を主に想定しています。また、国庫補助や交付金を申請するために必要な場合も想定されます。実務的には、民間事業者側の秘密やノウハウに関係すると市が認める場合、事前に意見を聴取し、必要な協議を行うこととなると考えます。
24	本協定の有効期間	10	第13	1					有効期間が「終末処理場に運営権が設定される時まで」となっていますが、その間は基本協定書と実施契約書がそれぞれ効力を有するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

基本協定書に関する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)		
25	本協定の有効期間	10	第13	1				有効期間満了後も、秘密保持義務(第12条)の規定は期間の定めなく存続することとされておりますが、時の経過による情報の陳腐化を考慮し、同義務の存続期間を限定(例えば有効期間満了後5年程度)していただきたいと考えております。 ご検討をお願いいたします。	現案のとおりとします。